

会議録概要書

1. 会議名 第2回中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会

2. 日 時 令和7年2月14日（金）午前10時から

3. 会 場 中間市役所本館4階 第1委員会室

4. 概 要

①議事

・会議の公開について

→議事録については、全文公開を基本とする。（中間市情報公開条例第6条の規定に照らし、会議運営等に支障があるもの等を除く）

→傍聴については、会議公開の手段として、議事録を全文公開した上で、委員が忌憚のない意見を言うことができる環境とするために傍聴を制限するのは致し方ないとする意見が多数を占めたが、全委員の意見を踏まえた上で委員長による取りまとめにおいて、「傍聴は認める方向で考える。議事が決定した上で可否を判断する必要があることから、その判断を委員長・副委員長に委ねていただきたい。」との提案があり、その方針で決定した。

・コミュニティ広場再編に係る現状及び課題について

→事務局より説明（質疑なし）

・学校再編に係る現状及び課題について

→事務局より説明（質疑応答）

②事務局からの連絡

→3月中に検討委員会への諮問を行う予定、同月中に第3回会議を開催

5. 総 括

第2回会議では、第1回会議で継続議論としていた「会議の公開について」を議論し、「4.概要」のとおり方針が決定いたしました。事務局といたしましては、速やかにこの方針における具体的な手順を整理し、円滑な会議の運営に努めます。

また、コミュニティ広場再編及び学校再編に係る現状と課題について、委員の皆様それぞれ説明を行いました。今回の会議では、再編に向けた概要のみ説明させていただきましたが、委員の皆様が活発な議論を行うことができるよう、今後の会議では、議事に応じたより詳細な情報を提供してまいります。

なお、第2回会議につきましても、第1回会議と同様に、出席者の個人名を除いて、議事に関する議事録を全文公開いたします。

6. 議事録

【M委員長】

皆さん、おはようございます。定刻より少々前ですがけれども、全員お揃いですので、ただいまより第2回中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会の開催をいたします。お手元に、第1回会議の会議録概要書をお配りしております。

この会議録概要書は、概要だけではなく、項目7で議事録を載せており、基本的にこの議事録は、前回の会議の際に委員さん方のご発言を記録として残したものですので、一応精査はしております。

これから、次第の1の会議の公開について、第1回検討委員会での意見交換に続き、本日の会議で、公開・非公開について基本的な方向を定めたいと考えております。

その際に、この会議録概要書が参考になればと思い添付しておりますので、ご確認の上、公開・非公開の場面化を定めていきたいと考えております。

まず、第1回検討委員会で、公開・非公開の議論の中で、私を含めて5名ですか、公開・非公開に対する考え方を聞かしていただきました。その際に、公開すべきだというご意見もございました。条例の定めに従って非公開とするものの、公開する内容についてはこういう形で、というご意見もあったように議事録には残っております。

それを含めて、今後の議論として、それを加味しながら、是非ご意見を賜りたいと考えております。その際に、1つ私の方から皆さんにご要望がございます。中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会条例に基づいて、検討委員会が設置され、市長から委嘱を受けて、この検討委員会が立ち上がっております。当然、この条例は、議会の承認を得て、決定事項として制定をされております。そういう立ち位置と言いますか、条例で定められた検討委員会であり、なおかつ、条例の各定めについては、当然ながら、我々としては、それに従ってこの検討委員会を運営しているということでございます。

本条例の第11条に「会議はこれを公開しない。ただし、検討委員会が認めたときは、これを公開することができる。」というただし書きがついております。

先ほど申し上げたように、前回の議論の中で、公開すべきというお考え、公開すべきであるけれど原則非公開であるのではないかと、というお考えもあったように思います。

その点について、再度、この条例の定め、こういう形で定めた理由について、是非、行政執行側のお考えをもう一度、確認の意味も含めてお聞きをしたいと思っております。

法制専門官がおいでですが、是非、専門官の方からこれについてのご説明を、第1回の検討委員会でも若干ご説明いただきましたが、より皆さん方にしっかり認識していただけるように、ご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【指名職員B】

ご指名がありましたので、ご説明をさせていただきます。

条例立案に関わった者といたしまして、まず、第11条に「これを公開しない。」というふうにおかせていただいた理由につきましては、先般お伝えしたとおり、情報が独り歩きする、若しくは未確定の情報を市民の方にお伝えすることによって、色々な今後の審議も含めて混乱が生じてしまわないように、というふうに考えておかせていただいております。これについては、あくまでここで明示しているということになりますので、

大前提としては、先般の会議の中で、各委員がおっしゃられたとおり、公開すべきというのが大前提の考え方になります。

その上で、「この会議で扱う情報については、特にこういった懸念がありますよ。」とか、「今申し上げたような点がありますよ。」ということを踏まえて「公開しないようにしましょう。」というふうに、ここでおかせていただいております。

ただし、これについても、この条文内で明確に全て公開しないというふうにしてるものではなくて、明確に例外根拠を設けておりまして、第13条の会議録、今お手元にある会議録概要のような形で、広く市民の方に情報を知っていただくという形をとっております。したがって、全く公開しないという考え方ではなく、あらかじめ公開される前提、一般的に公開すべきだという前提を踏まえた上で、特にこの会議の性質に照らして取り扱う情報の性質に対して、少し限定を、全般的に一度限定をかけておこうと。ただし、市民の方に全くそれを知らしめないというのはいりえないことではありますので、懸念のかからない情報については、事後的に市民の皆様に概要としてお示ししようというふうに考えて構成をいたしております。

つまり、何もかも公開しないという形ではなく、一旦取りまとめをして、出せる情報、きちんと出すべき情報については市民の方にお出しする。それで、秘匿すべき情報については、当然、口頭でのリアルタイムでの取り扱いなどになると扱いが難しいところがございます。それについては、今後に影響する可能性が出てくるところ等がどんどん波及していく恐れがありますので、その点については、そういった趣旨に反する情報については非公開にさせていただきたいというところで、こういった構成をいたしております。また、現に取り扱っていただく情報についても、検討委員会の方で「これは大丈夫。」とか、「特に支障がない。」というふうになったところについては、公開していただける構成にしております。ただし、それを何の限定もなく皆様にご判断いただくというのは難しいと思いますので、そこについては、条例上で指し示すのが難しい部分がございますので、この会議の中で一度お示しをさせていただきたいなというふうに考えています。以上でございます。

【M委員長】

ただいまの法制専門官の説明に補足をして、何か説明をいただくことはありますか。

【事務局】

事務局といたしましては、先ほど説明がありましたとおり、一般的かつ原則的取り扱いとしては、情報公開の観点から会議を広く公開されるべきとされていること、また、再編に関しては市民等の関心度が高いことを十分に認識しております。

一方で、公共施設の再編は、市民全体、施設利用者、施設周辺地域に生じる生活環境への影響など、様々な利害に影響を与える事業でもあることから、市民等の関心事であるが故に、情報が独り歩きするのを防止し、委員の皆様が利害関係者の声に左右されることなく、市民等を代表して忌憚のない意見を出すことができる環境を整えることも我々の責務であると考えております。

中間市情報公開条例第6条に列挙されている、公開しないことができる情報の規定を

参考に、条例において制度化いたしたところでございますが、その中において、会議録概要書は当委員会において、会議を可能な限り公開し、市民の知る権利を保障するために、非常に重要なツールとなります。したがって、会議録の概要に加え、議事に関しましては、傍聴の有無に関係なく、中間市情報公開条例第6条の規定に照らし支障がないと判断される全てを公開していくことを想定しており、今回作成しております会議録概要書では、個人名を除き、議事録全文を掲載させていただいております。

本日のご議論を通して、この公開方法で問題がないとのご判断をいただきましたら、速やかに中間市ホームページにて公開したいと考えております。事務局からの説明は以上でございます。

【M委員長】

はい。ありがとうございます。

ただいま、行政執行側から今回の検討委員会条例を定めた経緯及びその判断の基準についてご説明がありました。それに対しての現状における判断というのは、こういった形が望ましいのではないのでしょうかというご説明をいただきました。

そこで、第1回の検討委員会に続いて、この公開・非公開について、再度、皆さん方の意見を取りまとめたいと思います。これに関しては、「執行部がこういう説明をしたから、それに応ずるべきじゃないか。」というような考え方もあるでしょうし、「いや、それは違うよ。」というお考えもあるのかと思います。

第1回の検討会でそういったような意見は色々出しましたので、少なくとも私は、そのことも含めて様々なご意見をいただいた上で、のちにとりまとめをいたしたいと考えております。是非第1回の意見に続いてご意見ございましたら、ここで披れきをしていただきたいと考えます。いかがでしょうか。

【K委員】

おはようございます。今、事務局より説明がございました。

こういうふうに受け取ってよろしいでしょうか。会議は原則公開すると。しかし、特に支障があるもの、それは中間市情報公開条例に定めたもの、それから、この検討委員会の中で、特に何か混乱するとか支障があるとかいうもの以外は原則公開、という理解でよろしいでしょうか。

【M委員長】

統括官、これについてどうでしょうか。

【統括官】

K委員が言われたとおり、公開をしていく考えであります。条例上では、文言的に、基本的には公開しないということになっています。これは条例上の話であり、基本的に、検討委員会の決定により公開する部分については、公開する範囲を広くしていきたいと私達も思っていますので、今、委員が言われたような形で私達も考えております。

【M委員長】

K委員よろしいですか。

【K委員】

はい。

【M委員長】

他にご意見ございましたら、是非お願いしたいと思います。

【L副委員長】

ご説明いただいたんですけど、何かこれ、まだ漠然としてて、具体的などういうのとかがちょっと掴みづらいんだろうなというふうに思いますが、1つだけ一步踏み込んで話をさせていただくと、題名にもあるように「学校再編」というのが出てますので、当然、今の状況から想像するに、統合するということは、教職員の数も減るだろうというようなことも出てきます。そういったことの話というのは非常にデリケートというか、それぞれの方においては死活問題になり、非常に敏感になってくるだろうというふうに思いますので、特に、そういった類の話は、決定する前に外に漏らさないようにということが考えられます。どなたがどんな発言をしたらとか、思い切ってこれだけ減らしたほうがいいんじゃないかというようなご意見も、どの辺まで話をされるか分かりませんが、そういったご意見があった。その時、この方がこんな話をしたんだみたいなことは、やはり表に出るのは良くないんじゃないかというふうに思いますので、1つ具体的に挙げるとすれば、学校再編に関わる、特に教職員の数とか、そういったことは、ここで議論されたことは、是非漏らさないようにした方がいいのかなというふうに、1つの具体的な例でありますけど、そう思いますので、是非そこは皆さん承知をしていただければというふうに思ってます。

【M委員長】

はい。ありがとうございます。他にご意見ありますか。

【K委員】

今、副委員長から出された件ですけれど、例として、学校の統廃合という事例のときに、教職員が減ることがあると。したがって、そういう問題については、ここで仮に議論しても、公開しないほうがいい、ということですけど、私はむしろ逆だというふうに思います。だからこそ公開して、ちゃんと多くの意見を聞くということが必要なんではないかというふうに、僕は思います。

それから、統合した時に教職員が減ることが前提になるのかどうかですね。それはあくまで児童・生徒数、それから例えば中間市の学校における運営は文部科学省基準で30何人とかそういう色々な基準が定められていますけれど、これは最低基準であって、こういった特色がある教育をしようということで、そういう教職員を加えて加配をするであるとか、色々なことが検討されると思います。

したがって、減るということを前提にした議論というのは、議論が狭まっていくので、それはちょっと前提にすべきではないのではないかというふうに思います。

【M委員長】

他にございますでしょうか。

【J委員】

今、副委員長から具体的な例を1つ挙げてもらいましたけど、市役所側で想定する、非公開にするとした理由の中に、情報の独り歩きっていうところがあって、それが会議に影響するのではないかというところがあると思うんですけど、会議にどう影響するのか、ちょっと想像がつかなくて。

僕の考えが及ばないんですが、こういったことを想定されて、こういうふうにしたのかというのをお答えいただければと思います。お願いします。

【事務局】

事務局の方でも、今から、これまで協議、検討したことがない、これだけのテーマに沿って会議を進めていきますので、こういった事柄が出た場合という具体的なものを全て列挙して、原則公開しないということがいいのではないかとことを考えたわけではございませんが、今後想定されるものとして、いくつかだけ、非公開が望ましいというか、非公開にすべきじゃないかという具体的な例を挙げますと、学校再編に関しての工法、いわゆる技術上の専門知識に関する情報があります。これは法人・会社様が持っている、建築土木工事に係る技術上の専門知識に関する情報。こういったものが議論の俎上に上がりますと、会社にとって、これは情報としては漏らしていただきたいというような議論にも及ぶかもしれません。1例としてですが。

それから、意思決定過程に関する情報といたしましては、予算ですね。今からこういうような工事をする、こういう再編をしていく、そういった時にいくらかかるのかというのは、検討、決裁、手続き上にある情報であり、その途上において意思決定の変更が生じる。こういったことで、まだ未確定な情報、具体例としては予算見積書ですね、議会の議決を経てない予算の見積書等が事前に議論されるとか、そういったものに関しては市民の誤解・混乱を招く恐れのある情報かと考えております。

それから、特定の者に不当な利益を与えたり、市民全体の利益を損なう恐れのある情報といたしましては、土地の購入の情報です。こういった再編問題に関しましては、当然、土地の利活用を考えていく中で、土地の購入というようなことも考えられます。用地買収、損失補償等に係る対外的交渉方針等に関する情報があるかと思います。こういったものに関しては、今後の再編検討委員会で議論される中で、出てくる可能性がある事柄かと思うので、具体的な例として挙げさせていただきます。

したがって、J委員が言われた、独り歩きされては困るといったことに関しての具体としては、今のところ、事務局の方ではこのようなことではなかろうかというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

【M委員長】

ありがとうございました。他にございますか。

是非、公開・非公開というのは、今後の委員会運営において極めて重要な基本的な要素になりますので、できれば皆さん方のご意見を賜りたいと考えております。

【G委員】

この公開をするにあたっての、その方法をどうするかなのかなと、私は思っています。この議事録の形、それからこの概要等ですね、これをこの会議が終わった後にきちんと取りまとめて、ここで話し合われた中身については、公開すべきものが基本であろうと、私も思います。

前回会議で出ていた傍聴という形での公開ということになると、例えば、言い間違いを捉えられたり、こちらの表現がまずくて、意図しない捉えられ方をされたりすることが考えられます。特に我々は学校現場におりますから、保護者等の誤解を招くことは避けたいという思いもあります。そのような部分を考慮しますと、その公開のあり方や方法については、やはり一考を要するんじゃないかというふうに考えています。

【M委員長】

はい。ありがとうございました。他にございますか。

【K委員】

すいません。今のご意見は、傍聴については制限すべきというお考えでしょうか。

【G委員】

はい。

【K委員】

私は傍聴も含めて公開の対象であると思います。

【M委員長】

E委員、D委員は何かご意見はございませんでしょうか。

【E委員】

そうですね。最初に事務局の方から、原則非公開という話も出ていましたが、あくまで一般論なんです。やはり公開・非公開というのは個別の事項、この事項についてどうなのかという議論でないと、なかなか判断が難しいということがあります。

それで最初、副委員長が1つの例として、教職員という1つの例で、具体的なケースを出していただいたんですけど、何を議論するのかということが分からないから皆さん判断できないと思うんですね。あと、公開の仕方なんですけれども、例えば、この議事録の公開という点であれば、会議が終わった後に本日の議論は公開すべきか、議事録とし

て公開すべきかどうかということで、皆さん議論ができて、決がとれると思います。
ただ傍聴となると、当然、事前に判断をしておかなければならないということがあります
すので、傍聴による公開ということになると、なかなか事前に公開するという前提で傍
聴を認めるという判断は、現実的には難しいのかなと私は思っております。以上です。

【M委員長】

D委員はどうですか。

【D委員】

私も多少のタイムラグは生じたとしても、会議そのものの公開ではなく、会議録の公開
で十分であるというふうに認識してます。

【M委員長】

他に委員の方、何かありますか。

【L副委員長】

もちろん全てを公開して、傍聴していただくというのが一番あるべき姿なんだろうとい
うふうに思いますけども、やはり全てを公開して、全てを傍聴していただくとなると、
本当にデリケートな話になると、どうしても皆さんが口をつぐんでしまうんじゃないか
なあというふうに思います。

先ほどの僕の話は、あくまでも一般論というか、当然、一般の方からすると、例えば3
つの学校が統合して、3人の校長先生がいるわけないですから、どなたか1人が校長先
生になっていくんだろうというふうに思いますし、もうこれ本当に一般論であって、減
らせばいいとかは決して思ってませんけども、でも、そういった一般論すらも何か履き
違えられて捉えられたら嫌だなあというような思いで、何かこう言いにくくなっていま
うのかなというようなふうにも思います。

決して隠したいとかいうことではないんですけども、皆さんの忌憚のない意見を吸い上
げるためには、そういった心配もなく、堂々と発言をしていただきたいというような思
いの中であれば、ここだけの話にするものはここだけの話にするというようなルール
の中でやった方が、より忌憚のない意見が出るのかなというふうに思います。以上です。

【M委員長】

他にご意見は。H委員はいかがでしょう。

【H委員】

私も原則は公開ではあるんですけど、それをリアルタイムで傍聴みたいな形での公開は
あまりすべきではないと思います。やはり、ここに参加されてる皆さんがそれぞれのお
立場がありますので、そういったリアルタイムの発言が、間違っただけを傍聴の方などがさ
れたり、もしそのままライブ配信とかをしたときに、色々な方からの、その見る方の立
場によっても、やはり捉え方が違うと思いますので、今後の中間市の重要な部分の会議

なので、そこをしっかりと精査した上で情報を市民の方に公開していくというのが正しいのではないかなと思っております。以上です。

【M委員長】

I 委員どうでしょうか。

【I 委員】

僕も先ほど皆さんがおっしゃられたのと同じで、やはり傍聴されたら、傍聴者と同じ意見のことを、こちらの方が言うならいいんですけど、反対の意見が出たときに、あの委員は反対のことを言ったとか、そういうことが独り歩きしてしまう可能性もゼロではないので、そう考えると、傍聴は、もちろん遠目からみたら必要とは思いますが、もう議事録の公開で、皆さんおっしゃられるとおり、いいのではないかなと思います。

【M委員長】

ありがとうございます。

【F委員】

私も議事録の公開かなと思います。議論の途中、先ほど事務局からの説明で、情報が独り歩きするという話の具体例が、言われて非常に納得のいく中身でした。それで、それが議題となっていれば、当然、非公開というのは事前に判断できると思うんですけども、様々な議論の中でその内容が出てくる可能性、付随して出てくるかと思います。そのときに、やはり傍聴者がいて、そこから情報が独り歩きしていくという可能性もないことはない。そう考えると、やはり議事録の公開がやはり一番妥当なのかなという判断をします。以上です。

【M委員長】

ありがとうございます。

【K委員】

何度もすみません。

傍聴について制限するという意見の方が多いようには思いますけれど、私の意見は先ほど申し上げたとおり、傍聴も含めて公開すべきだという考え方です。

そこでちょっと事務局にお尋ねしたいのですが、中間市には色々な各種審議会がございますよね。そこで傍聴は制限されているんですか。

私、ついこの間まで、子ども子育て支援事業計画のところずっと傍聴に入ってますけれど、これも非常に大きな審議会だと思うんですが、傍聴は自由に入れています。

傍聴を制限する、制限しないという線引きはどのように考えられていますか。

【M委員長】

法制専門官よろしくお願いします。

【指名職員B】

具体的に各審議会の取り扱いというのは、それぞれの取り扱う情報によって変わってくると思うんですけども、今後、その将来の期間を限定した、子どもというところの限定された大枠の計画を立てるところと、ある種個別具体的な内容に踏み込む、このコミュニティ広場の会議、学校再編の会議、このところは少し情報の取り扱いが違うのかなというところで、条例案のご提案をさせていただいたところにはなっております。

原則公開というのはおっしゃられるとおりなんですけれども、傍聴を含めて公開とか、傍聴も認めますというところは原則はそうなんですけれども、取り扱う情報の性質によっては、認めてない、明文で認めてないものもあれば、事実上お断りしてるようなものもあります。そのような中で、今回のこの検討委員会については明文でお断りをしているというふうなこともあります。

あと、先日の会議でも、非公開の例がD委員から出されたかと思いますが、従前で非公開で取り扱った会議というのがあったということですので、そういったところもあるのかなというふうに考えております。

【M委員長】

はい。ありがとうございます。

【K委員】

何度もすいません。特にその線引きの基準というのではないというふうに思います。今の説明だとしたら、明確ではないと思います。

議論をお聞きして思うのが、例えば、傍聴者がいれば、自由な発言がしにくくなるとか、そういった心配、恐れというの也被言されてるんですが。それから、情報が独り歩きする。例えば、発言の中で、言い方が適切でなく訂正したりすることもあるかもしれませんし、そういうところが部分だけ取り上げられて独り歩きする恐れがあるというような、そういうご意見があったと思うんですが、多分それはちゃんと議事録のところで確認できるわけですから、そのことをもって傍聴制限するという理由に果たしてなるのかなと、私はそのように思います。

それから、この会議の公開についても、一般論という言い方をされますけれど、これは行政関係の方だとお分りのように、私が前回も申し上げましたけれど、法の優位性というのがあります。この情報公開条例やこういった会議の公開ということは、少なくとも上位の、例えば国であるとか法律であるとか、憲法であるとか、そういうところで原則公開と。しかし、例外非公開はあるということが確立しています。内閣の閣議決定であるとか、様々なところでそのことが示されています。ですから、これは一般論ということではないというふうに思います。そういう一般論という言い方で片付ける問題ではないと。ただ、私は非公開の部分は当然あるんだと思います。そのことを否定はしておりません。

しかし、非公開である場合は、例えば、この問題については、先ほど事務局から言われたように、土地の購入であるとか、費用であるとか単価であるとか、そういうことを

議論するときは、その時は非公開にしますということはあるんだろうと思います。そうではなくて、一般的に大きな原則、そういうものを議論する時に、それを非公開にするとか、傍聴も制限するというのが、私はこの情報公開条例の趣旨、憲法からくる、それから国の法律からくる趣旨、中間市の情報公開条例というのは、住民自治の押さえ方が弱いです。他市で作ってるところの情報公開条例は、住民の監視のもとに、地方自治の本旨の住民自治について、明確にそのことが規定されてます。中間市の場合は、開かれた市政という漠然とした言い方しかありません。

そう言ったように、曖昧な運営に繋がってくるのではないかというふうに私は思っています。そういう意味で、これは私の意見なのですが、例えば非公開にするということであれば、検討委員会で、「次の会議はこういう項目を扱いますので、これについては、次回は非公開で議論しましょう。」そういうふうな運営をされればいいのではないかなと、私はそういうふうに思います。以上です。

【M委員長】

はい。ありがとうございます。各委員さんのお考えが大体出揃ったように思います。検討委員会の今後の会議の進め方として、この公開・非公開の問題については、一定程度の結論を出さなければいけません。その上で、検討委員会委員長としてご提案がございます。

もしよろしかったら、その考え方を私が今から申し上げますので、公開・非公開のあり方についての提案について、皆さん方にまたご議論いただくか、そのまま公開・非公開の手段とするかということについて議論していけたらと考えております。

まず、1点目はですね、K委員から様々なご指摘がありました。これ地方における情報公開ということだけではなくて、いわゆる国としての情報の取り扱いについても、当然、憲法の定めに従って様々な法令それから政令、規則等で情報公開のあり方については方向がもう見えております。それを前提として、各地方自治体、いわゆる都道府県、市町村での、こういった形での情報の取り扱いについて、どうあるべきかというのは、ある程度方向としてはもう見えた状況だろうと私は認識しております。その中で、今、皆様方の様々なご意見をそろそろ形として今後の運営につなげていくために、基本、情報公開に対する手段の考え方というのは色々な考え方があるんでしょうけれども、とりあえずこの検討委員会に限って言えば、議事録については、概要を公開するのではなく、会議終了後速やかに議事録を取りまとめていただいて、議事録を全文公開をするという考え方。それが1点目ですね。

それから2点目については、先ほどの傍聴の問題の兼ね合いを含めて、検討委員会の会議については、録画・録音をやられてはいかがか。ただし、録画・録音については、あくまでも検討委員会の資料として保存をし、なおかつ、万が一市民の皆さんや関係者の皆さんから、検討委員会の模様について求めが生じたときは、その録画を公開するかしらないか、改めてこの検討委員会で可否をとるというやり方でいかがでしょうか、というのが2点目です。

3点目ですが、傍聴の取り扱いについては、様々な皆様のご意見を集約する形にしたときに、基本的には、傍聴については認めないということではないという考え方のよう

です。私は、一つの方法として、傍聴は認めない、原則認めないということではなくて、認める方向で考えていったらどうか。ただし、これもただしがつきます。認める方向で考え、検討するにしても、あくまでも先ほどK委員からもお話があったと思いますけれども、次の会議の議事概要というのは、当然、次の会議以前に委員の皆さん方に周知をいたします。その段階で、議事というのが明確にでてきますので、その議事を見て判断した上で、次の会議について傍聴を認めるかどうかを、全体の意見としてまとめるのは、本来はそうあるべきなんだろうけれども、できれば委員長・副委員長に、委ねていただけないかと考えております。委員長・副委員長判断で、次の会議を公開、傍聴を認めるかどうかについては、その判断に委ねていただけませんか。毎回、次の議事が出る前に、傍聴をどうするか判断するということはできませんので、その次の議事が出てきた段階で、委員長・副委員長の判断で、傍聴を認めるかどうかの判断をいたしたいというふうに考えております。それが3点目です。

それから4点目はですね、いわゆる公開の手順です。先ほど言ったように、当然、議事録を全文公開をします。ただし、全文公開とはいえ、個人名の特定はありません。ここに上がっています議事録と全く同じように、色々な委員さんは仮名という形で、議事録は出ていきます。公開の手順について、今言った3点をベースにして、より細かい点について、もう少し検討しなくてはならないものがあるかと私は考えております。それは、今この段階で様々なご意見を伺った上で、私が申し上げたこの3点以外に、公開の手順をどうすべきか。

例えば、ホームページの掲載のあり方の問題とか、様々な技術的な問題も含めてあるかと思うので、その点ももう少し時間的な猶予をいただいて、できれば是非、次の検討委員会の運営要領の定めの中で、その公開の手順についてしっかり定めて、皆さんにご提案できればと考えておりますので、その4点について、今お話しを申し上げたように、その方向で検討委員会の意見として取りまとめをいたしたいと思います。こういったことについては、あまり決をとるというやり方はしたくありませんので、一応、委員長の提案ということで、皆さん方のご了承をいただければ、これで進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

【K委員】

今、委員長が取りまとめられたので、是非そのような方向で。できるだけ原則公開という形で開かれた形で運用していただくということだと思いますので、了解したいと思います。

その上で、ちょっと技術的な問題なんですけど、議事録を公開するにあたって、一応我々委員も自分が発言したことがどんなふうにまとめられてるかというのは確認したいと思うので、そのことについては、そういう時間を取っていただきたいと思うんですね。その確認を済ませて公開していくという、そういうところをお願いしたいと思います。

【M委員長】

はい、ありがとうございます。今、K委員からご指摘がありました。

いわゆる議事録の早期作成をした上で、次回会議の議事を提案するに当たって、その

段階で議事録も全て委員の皆様方にお渡しをするという、技術的な問題も若干あるかと思うので、若干時間的なタイムラグも生じる可能性があるかと思いますが、運営要領の中で、そういうことも含めて、先ほど申し上げたように、手順を定めたいと思いますので、事務方、統括官、そういった方向で是非ご検討願えればと思います。

【統括官】

わかりました。その方向でさせていただきます。

【M委員長】

K委員からご意見を賜りましたけれども、他の方はいかがでしょうか。他の委員の皆さんはその方向でよろしいですか。

【E委員】

はい。異議ありません。

(他の委員も異議なし)

【M委員長】

では、先ほど申しあげましたように、議事1の会議の公開については、今申しあげた4点に従って今後の会議の運営を行ってまいりたいと思います。

では、次の議事の2に入ります。コミュニティ広場再編に係る現状及び課題について再編室長の方からご説明よろしくお願いします。

【事務局】

中間市コミュニティ広場再編に係る現状と課題につきまして、ご説明をさせていただきます。

A4の横になってるものをご覧いただきながら、資料1と資料2をお手元に配付しておりますので、内容に沿って説明させていただきます。

まず、表紙をめくっていただきまして、目次1. 基本情報敷地面積、用途地域、施設の稼働状況、健全度、解体予定等を記載しております。2. 再編について上位計画等との整合・官民連携（PPP/PFI）・基本構想等、3. 論点整理コンセプト・必要な公共機能・民有地への対応・事業手法等について記載しております。

1ページをご覧ください。まず、1 基本情報、コミュニティ広場とは、といったところでございます。その下2ページの広域図、これは通谷電停からJR中間駅までを市の中心拠点として描いた広域図になります。その中の一角にコミュニティ広場というものがあります。これはもう皆さんご承知のところかと思いますが。コミュニティ広場とは正式な定義付けはございませんが、今回の再編においては、蓮花寺三丁目の旧市立病院、旧保健センター、体育文化センター、旧子育て支援センター、市民図書館、旧中央公民館などの公共施設が並んでいる敷地一体を指しております。また通りを挟んだ向かい側に市民会館、なかまハーモニーホールなどの大型の公共施設が隣接しています。JR中間

駅から筑豊電鉄通谷駅までの沿線に位置し、商業施設や公共施設等が集積する市の中心地であり、今後のまちづくりの中核を担う重要な土地であると考えております。敷地の概要といたしまして、コミュニティ広場は、敷地面積約3万4000㎡です。用途地域は第一種住居地域。今後、令和8年度以降になりますが、商業地域への用途地域変更が予定をされております。

施設情報といたしましては、①旧市立病院、これは現在2020年に閉鎖されましたが、現在もカルテ保管庫として使用中でございます。②旧保健センター、これは現在、生涯学習仮事務所になっております。③体育文化センター、稼働中ございまして市内最大の避難所機能、ただし、耐震化工事未実施のため、早期に建物の安全性を確保する必要があるというふうに考えております。④旧子育て支援センター、これは現在、民間等に使用許可をしております。⑤市民図書館、稼働中ございまして、他の施設に比べ建物の健全度が高い状態でございます。⑥旧中央公民館、これも同じく2020年に閉館し、2025年度に解体工事終了予定でございます。

周辺施設といたしまして、⑦市民会館、ハーモニーホール、稼働中でございます。

3ページをご覧ください。コミュニティ広場全体図でございます。コミュニティ広場の概要につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。図面の左下を青囲みしております。こちらが民有地。所有者が複数ありますが、敷地面積が約900㎡ある区画となっております。

続きまして4ページ、5ページ、こちらは、全体図に記載しておりますコミュニティ広場内の各施設と市民会館の建物情報を記載しております。施設の前の番号は全体図に記載しております施設の建物の番号と付番を一致させており、見やすく作らせていただいているというふうに考えております。これはお読み取りいただきたいと思います。

続きまして、6ページです。先ほどの施設のうち、③体育文化センター、⑤市民図書館、⑦市民会館の施設利用情報及び維持管理費を掲載しております。直近データ、2023年度の利用者数、収入、支出合計を読み上げます。③体育文化センター利用者数は5万1918人です。収入は604万8000円。支出合計は、4752万6000円でございます。⑤市民図書館です。利用者数は、3万7257名。収入は0円です。支出合計は5645万6000円です。⑦市民会館です。利用者数、10万781人。収入は2804万4000円です。支出合計は2億1415万4000円となっております。

続きまして7ページをご覧ください。再編についてでございますが、再編にあたっての考え方をお示ししております。上位計画でございます総合計画との関連であります。基本構想序論第2章3におきまして、高度成長期に整備された多くの公共施設や道路や橋りょう、水道などの社会資本が一斉に更新時期を迎えつつあります。今後財源が限られる状況が続く中、多額の費用負担に対処するため、人口減少に伴う将来需要の変化を考慮した長期的な視点での公共施設の適正配置と、維持管理が必要です。基本構想本論2(2)、将来的には、学校再編や公共施設の統廃合に伴う跡地利用を進め、その手段として、民間活力を取り入れることも視野に入れて、市外からより多くの買い物客や観光客を呼び込めるような施策の展開を図ります。基本構想本論5、学校施設の再編や公共施設の統廃合により生じる余剰地などの利活用を進め、活力あるまちづくりを目指します。基本計画第2章、JR筑豊本線中間駅から筑豊電気鉄道通谷駅までの沿線の再開

発を視野に入れた商業・業務拠点、地域生活拠点、公益・文化交流拠点、地区拠点を中心とした都市構造を形成することが重要です。老朽化が進む公共施設については、限られた予算の中で適切に維持・管理していくために、計画的な長寿命化や統廃合などを十分に検討した上で推し進めていく必要がございます。基本計画重点分野の概要でございます。公共施設マネジメントの推進、こちらは本課で行っているところではございますが、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の適正配置と施設総量の縮減、計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図り、財政負担の平準化に努めます。

次に8ページでございます。公共施設等総合管理計画に掲げる基本方針といたしまして、方針1、公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図ります。①公共施設、建築物の新規整備の抑制。②既存施設の見直しと複合化、縮減。方針2、公共施設の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図る。①として、予防保全型の維持補修への転換を目指します。方針3、公共施設の効果的な管理運営を目指します。①維持管理コストの最適化、②PFI等のPPPの活用でございます。

PFI等のPPPの活用については、あまり聞き馴染みのないものだと思いますので、こちらは別添の資料1、内閣府公表資料の一部抜粋、PFI事業の概要について、簡単ではございますが、ご説明をさせていただきますので、資料1の方をご覧いただきたいと思います。表紙をめくっていただきまして、まず、PFIとはということで、官民連携の一形態で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）により事業の枠組みが設けられておるところです。

3ページでございます。PFIの効果です。一括発注・性能発注により民間ノウハウが発揮されコストダウンが達成される、とされております。その下でございます。民間収益事業を組み合わせることで、市民サービスの向上が期待できるとされております。

4ページをご覧いただきますようお願いいたします。PPP/PFI事業の概要イメージでございます。PPPは官と民との連携であり、それぞれのお互いの強みを生かすことによって、最適な公共施設の提供を実現し、地域の価値や、住民満足度の最大化を図るなど様々な形で活用されております。下の図につきましては、民間事業者の運営の自由度の観点から、代表的なPPP事業類型をマッピングしております。PPPを活用することが多くなればなるほど、民間資金の活用度が大きくなります。行政財産の目的外使用、借地権設定、公募設置管理許可制度等が大きくなれば、民間事業者さんの経営関与度も大きくなるということではあります。ただし、下に米印で書いておりますとおり、事業案件ごとに官民のリスク分担が異なりますので、必ずしも上図のイメージ図に合致するわけではないということで、ただし書きがされております。

続きまして、6ページをご覧ください。PFI事業のメリットであります。先ほども申し上げましたが、発注の一括化により民間ノウハウが発揮されコストダウンが達成されるというふうになっております。従来型の公共事業と典型的なPFIの事業の違いにつきましては、下図のとおりでございますので、詳細の説明につきましては、割愛させていただきます。その下でございます。民間収益事業を組み合わせることで事業採算性の向上が図られます。PFI事業における資金の循環ということで、民間事業者のアイディアを積極的に採用することで事業採算性が向上します。

7 ページをご覧ください。PFI を選択することの地域的な効果であります。PFI は公共サービスの提供主体を一部民間事業者にゆだねる行為であります。主たるメリットといたしましては、旧来からイメージされる公共事業主体の官から民への転換により、官民共通、長期契約によって経営の見通しが立てやすくなり、投資しやすくなります。公共コストの削減、歳出が平準化され、財政シミュレーションに有用、長期的な視点で業務の手間が減少されます。次に、副次的なメリットといたしましては、これは民間企業様の方に大きくあるかと思いますが、整備・維持管理・運営の一括契約により地元企業間の連携強化が図られます。直接コンソーシアムに関与のない地元企業を巻き込んだ事業化により、参画余地を拡大することが可能となります。

続きまして 8 ページをご覧ください。8 ページから 11 ページまでにつきましては、PPP/PFI 等導入に当たってのものでございますので、このところにつきましては、大分類のところだけ読ませさせていただきます。多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討する規程。内閣府では、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していき、多様な PPP/PFI 手法を拡大するための指針を作成しております。公共施設等の整備等の方針を検討するにあたって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうか、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討する仕組み（PPP/PFI 優先的検討規程）の作成を促しております。

次に 9 ページです。PFI 事業実施のステップになります。これは今後、議論が具体的に進み、このような中身につきまして詳細の方をご説明させていただく機会がございましたら、ご説明させていただきたいと思っております。

続きまして 10 ページです。PFI 事業による多様な効果であります。先ほど、効果についての概要は申し上げましたので、こちらにつきましても、中身をお読み取りいただきたいと思っております。

それから、資料の最後のページ、12 ページになりますが、PFI 実施における主な不安ということで、PFI 事業を実施するとなると、こういったことが起きるだろうかというような不安の要素、こちら主だって 4 つを内閣府が記載をしております。参入する民間事業者を本当に確保できるだろうか。大手企業に発注先が集中するのではないかな。長期間の事業でサービスレベルが維持されるかどうか。事業期間中に事業者が撤退するのではないかな、というような不安が生じるころではありますが、その対処・考え方につきまして、その下に四角で囲んでおりますので、詳細についてはお読み取りいただきたいと思っております。資料 1 のご説明につきましては、簡単でございますが、以上となります。

再び現状と課題の 8 ページの方に戻っていただきたいと思っております。条例第 3 条第 1 号に掲げる基本構想とは、ということで記載させていただいております。基本構想は、今後策定する基本計画や実施計画などの計画検討にあたっての指針となります。今後、現状や課題を把握し、基本理念、目指す方向性、コンセプト、事業所等について考え方を整理する。その参考といたしまして、お手元に配付させていただいております資料 2 の方をご覧くださいと思います。

資料 2 につきましては、基本構想の作成例でございます。こちら北海道東神楽町が作成いたしました公表資料でございます。東神楽町の紹介をいたしますと、人口が約 9800 人。町の面積は 68.5 ㎢と、本市よりも大分大きな町ではございますが、人口について

は、4分の1ぐらいになっております。そこで作成されました複合施設整備事業の基本構想を、皆様方に今日はご披露いたしたいと思っております。これは、基本構想を今後策定していく中での参考例として捉えていただければと思います。今後、私どもの方から諮問をさせていただき、検討委員会で答申という形で作成するのであれば、このような形になるのではないかとというイメージとしてお考えいただければと思います。

この東神楽町で取り組まれたものにつきましては、本市と同様な面的エリアの再編成の例であります。1ページめくっていただきまして、2ページのところから概要だけご説明させていただきます。Ⅰ.基本構想策定の趣旨と背景、こちらは趣旨ですね。この基本構想は、中央市街地に点在している老朽化あるいは耐震基準を満たしていないなど、課題のある公共施設について、施設ごとに検討するのではなく、コンパクトなまちづくりを目指し、人口減少社会に対応するため、多機能で利便性の高い複合施設となるよう、公共施設の集約を図ることを目的に策定しています。集約化のメリットとしては、周辺施設が一体となって必要な機能を兼ねることにより整備コストを抑えることが可能となるほか、利用目的の異なる方が複合施設を利用することで生じる新たな交流により、にぎわい創出の拠点として期待するものです。この趣旨は、非常に本市の背景と似たようなところではあります。続いて、Ⅱで現状と課題の洗い出しをしております。

それから4ページをご覧くださいと、こちらでは基本理念を掲げて、構想の策定を進めておられます。続いて5ページは、東神楽町での具体的な整備方針が示され、面的な整備予定地の範囲が記載されております。

7ページをご覧ください。7ページ、5の施設整備方針です。ここまでの方針等に基づき、施設に求められる機能は、下表のとおりとなるが、この基本構想では施設計画の方針を示し、といったところは、こちらが今後基本構想を策定する中での具体的な内容になるかと思えます。その後については、そのあとに書いてあります、具体的には基本計画時に各機能を検討し、計画策定を行う、というように、今後、別途行われる作業になると考えております。

最後です。8ページをご覧ください。事業推進方針です。こちらは先ほど PFI 事業の概要でも述べましたが、こちらの町でも、事業手法、運営管理についても PPP/PFI を検討し、より効率性の高い事業、または管理運営手法についても、そのメリット・デメリット等を十分に見極めながら、最も最適な方式について検討を行うということで進めておられます。資料2の説明につきましては、以上でございます。

また再び、コミュニティ広場再編に係る現状と課題の最後のページ、9ページをご覧くださいと思います。

9ページ、3. 論点整理でございます。現時点で想定される論点の例を記載しております。先ほども申し上げました事業手法の選択です。総合計画及び公共施設等総合管理計画にあるように、再編を進めるにあたっては、PPP/PFI 活用による効果的な管理運営及び質の高い市民サービスの実現可能性を検討することが重要。コンセプトの決定、市の上位計画等を踏まえた上で、コミュニティ広場再編において、どのような施策を実現させたいか、どのような空間にしたいか等、再編の骨格となるコンセプトを決定する必要があります。必要な公共機能、コミュニティ広場以外の市有地、跡地等の利活用も考慮した上で、コミュニティ広場に残す公共機能、他の施設から機能を集約化・複合化する

必要がある公共施設等があるかについて検討。図書館の整備方針です。比較的健全度の高い図書館を改修等により整備するのか、または解体して新築する施設に合築するのか等、整備方針について検討が必要だと考えております。誘致する商業施設です。商業施設を誘致するのであれば、コミュニティ広場内はもちろん周辺環境等も考慮した上で、どのような商業施設が必要であるかを検討する必要があると考えております。それと、先ほども少しご紹介いたしました民有地への対応。旧中央公民館の裏には約 900 ㎡の民有地があります。開発の際の支障とならないか、または買収の必要性があるかなどの検討が必要と考えております。

コミュニティ広場再編に係る現状と課題について、事務局からの説明につきましては、以上でございます。

【M委員長】

はい。ありがとうございます。ただいま、中間市コミュニティ広場再編に係る現状と課題について所管の室長より説明をいただきました。委員の皆様方、ただいまの説明に対して何か質問点があるようでしたら、この場で質問をしていただけたらと思います。なお、基本的な考え方、いわゆる現状における行政が抱えている問題点や、今後これをどうしていくかというもの、進めていく課題について、この中で説明をいただいております。当然、これは今後の審議のベースとして活用されてまいりますので、それらを踏まえた上で、何か質問点があるようでしたら、是非、この場を借りて質問していただければと思います。いかがでしょうか。説明があっただけということ、なかなかこの場で質問は難しいのかなとは考えます。

先ほど申し上げたように、第3回以降の検討委員会の様々な審議の中で、これがベースになりますので、十分そのことを承知の上でお考え願いたい、ということよろしいでしょうか。

では、次に移らせていただきます。それでは議事の3、学校再編に係る現状及び課題について、ご説明いただきたいと思います。

【指名職員A】

本日、資料として、こちらの横型の資料と中間市学校施設整備方針という2つの資料をご準備させていただいております。ご説明に関しましては横型の中間市学校再編に係る現状と課題という資料をもとに、今日はご説明したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、中間市学校再編に係る現状と課題についてご説明させていただきます。資料の1ページをお願いいたします。まず、これまでの経緯についてといたしまして、新中学校施設の整備方針の決定までの経緯及び意見聴取の結果を記載しております。令和4年度の住民説明会やパブリックコメント、令和5年度から6年度にかけての総合教育会議やPTAとの意見交換等を行いまして、本年1月に中間市学校施設整備方針を策定いたしました。それぞれ経過等を載せておりますが、その部分についてはご覧いただきたいと思っております。

2ページをお願いいたします。中間市学校施設整備方針とは、児童生徒に最適な教育環

境を整備し、充実した環境の中で、さらなる教育の質の向上を図ることができる学校施設の配置案の検討を行い、これからの教育に対応できる学校施設の整備を目指した方針を取りまとめたものでございます。主な方針といたしまして、①子供たちが通いたい学校、保護者が通わせたい学校、教職員が働きたい学校、を目標とし、さまざまな時代のニーズに合った最適な教育環境の構築を目指すこと、②小学校に先行して中学校4校を2校に再編すること、③現中間中学校及び中間東中学校敷地を活用すること等について定められた方針でございます。また、現中間中学校及び中間東中学校の配置は、3ページの図のとおりでございまして、市内全域を現在の校区範囲である概ね3km圏内に網羅し、通学負担を軽減する方針となっております。

それでは4ページをお願いいたします。現中間中学校及び中間東中学校敷地の現状と課題についてご説明いたします。なお、課題の把握に当たりましては、PTA、教職員、生徒から意見聴取を実施し、取りまとめております。敷地のご説明の前に、航空写真についてご説明いたします。ページの線が、学校敷地の境界線を表しております。黄色の見出しが地盤の高低差を、白の見出しが道路幅員を、緑の破線が車両進入路を示しております。では、(1) 中間中学校の敷地についてです。校舎は昭和46年に建築後54年が経過しております。敷地面積は3万4368㎡。用途地域は第一種住居地域。令和6年度の生徒数は193名です。また、本敷地は、0mの黄色の見出しがある校舎の段、マイナス2.6mの運動場の段、マイナス10.5mのプールの段の3段になっており、このうちプールの段は浸水想定区域に指定されております。

5ページをお願いいたします。主な課題を3つお示ししております。①車両進入路が2本とも狭い、につきましては、航空写真の緑の破線のとおり、北側と南側にそれぞれ車両が進入可能な道路がありますが、その両方が白の見出しのとおり、幅員が6m未満であり、かつ、歩道と車道が区分されておられません。次に、②敷地の高低差が大きく、かつ不整形である。また、木が大きい、につきましては、緑の見出しのとおり高低差が最大10.5mの3段になっている上に、ページ2の境界線のとおり、敷地が不整形となっております。また、5ページの中央右側の写真のように、木が大きく成長しているため、学校運営に支障が出ております。最後に、③開発行為の基準を満たさない可能性が高いため、総合的な整備方法の検討が重要になる、につきましては、下の米印で補足しておりますが、本敷地は、開発行為の許可基準の一つである道路幅員を満たしていないため、開発行為が許可されない可能性が高いと思慮されます。このため、総合的な整備方法の検討が重要となります。

次に6ページをお願いいたします。(2) 中間東中学校の敷地についてです。校舎は昭和50年に建築後50年が経過しております。敷地面積は4万7879㎡。用途地域は、第一種低層住居専用地域です。令和6年度の生徒数は335名です。また、用途地域が第一種低層住居専用地域であるため、建物に10mの高さ制限があります。

7ページをご覧ください。主な課題を4つお示ししております。①車両進入路が1本のみ、かつ狭い、につきましては、6ページの航空写真の緑の破線のとおり、車両進入路が1本のみであり、幅員は歩道を含んで6.5mしかありません。次に、②生徒通学用進入路が不足している、につきましては、生徒通学用の侵入路は航空写真の水色の線のとおり、もともと2本ありましたが、中間南中学校の開校により、東側の階段が閉鎖され、

現在は北西の1本のみになります。再編により全方向からの生徒通学が想定されることから、通学用進入路が不足すると考えております。次に、③敷地の高低差が大きい。また、木が多く大きい、につきましては、緑の見出しのとおり、校舎とグラウンドの高低差が約5mあり、階段が急なため、転倒事故の危険性が危惧されています。また、7ページの中央右側の写真のように、敷地内の木が大きく成長しているため、学校運営に支障が出ております。最後に、④法面整備における実現及び維持可能な整備の検討を要する、につきましては、近隣住民の居住環境も大きく関係する広大な法面の整備について、工法や費用対効果等、実現及び維持可能な整備の検討を要すると考えております。このような、各敷地の課題等について検討し、時代のニーズに合った学校づくりを進めていきたいと考えているところです。

8ページをお願いいたします。最後に、学校施設整備に向けた組織体制についてご説明いたします。①中間市新中学校施設整備実施計画の策定につきましては、中間中学校敷地における開発行為のように、整備内容によっては法的に制限される可能性があります。また、概算事業費を把握し、コスト的に実現、維持可能なものであるものの検討も必要です。このため、敷地の特性による諸課題の解決方法の整理のほか、配置計画や概算事業費、事業スケジュール等に関する具体的な検討等について、学校施設整備の豊富な実績を有する設計会社に委託し、実施計画として策定することとしております。②中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会への諮問につきましては、これまでの検討や、新中学校施設整備実施計画策定段階の検討を踏まえ、時代のニーズに合った学校づくりについて、施設整備の方向性等について、皆様からご意見をいただきたいと考えております。また、③開校に向けた様々な課題を検討する開校準備協議会の設置や、④安全安心な通学、通学負担の軽減、適正規模の学校づくりについて検討する通学区域審議会を設置いたします。これらの検討体制のイメージを9ページの図でお示ししております。この図のように、各組織を教育委員会がつなぎ、様々な検討を実施し、1つに取りまとめていくことによって、時代のニーズに合った最適な教育環境の構築を目指してまいりたいと考えております。中間市学校再編に係る現状と課題のご説明は、以上となります。よろしくお願いいたします。

【M委員長】

はい。ありがとうございました。中間市学校再編に係る現状と課題、特に、新中学校2校化という教育委員会の決定を受けての今回の現状と課題の説明だと思っております。そう考えてよろしいですか。

【指名職員A】

はい。

【M委員長】

内容については、かなり詳細な内容が上がってますので、皆さん方、今日この場で、この内容について色々な議論をするというのはなかなか進みがたいと思いますので、手元の資料として是非これを、再度行政も含めて、ご確認をいただきたいと思います。中身

について、もし必要があれば、検討委員会事務局の方に申し出ていただければ、付属の資料としてお出しするものがあれば、それは掲示をさせていただきます。

例えば、今日この資料の中では、概要、少なくとも極めて目に見える形での概要しか出しておりませんので、「これが分からないと説明がなかなか難しいですね。」というものが、中にあるようでしたら、是非、検討委員会事務局の再編室長の方にご連絡をいただき、先ほど申し上げたように所要の資料については、統括官の方から教育委員会の方に資料提出を求めてもらいたいと思います。これは、条例に従って、そういう提出を求めることができますので、それで是非ご検討願えればと考えております。

今日ご説明があった、この学校再編に係る現状と課題について、とりあえず現段階においての質問点があるようでしたら承ります。いかがですか。

【K委員】

中間市学校再編に係る現状と課題に対する説明がありました。これは中学校のことという考えでよろしいでしょうか。

【指名職員A】

はい。

【K委員】

小学校のことは、また別ということによろしいのでしょうか。

【指名職員A】

はい。今回のご説明に関しては、中学校のことになっております。

【K委員】

なぜこれを申し上げたかという、要するに、小学校も含めた全体の中間市の学校再編のところで、例えば、（コミュニティ広場の説明では、）跡地の問題はどのように活用していくかという論点があったというふうに思いますが、それは今、この中学校のところでは、議論していく中にそういう論点がないので、それはまた別だということによろしいですかね。

【指名職員A】

そうですね。はい。教育委員会としては、今、新中学校に向けてコンサルさんを入れてまして、検討しておりますので、今の段階では新中学校について検討させていただきまして、今後議論が進んでいく中で、その話も含んでいくこともあるかもしれませんが、今の資料的には、新中学校の中間中学校・中間東中学校の整備方法について意見を賜りたいと思っております。

【M委員長】

K委員、よろしいですか。

【K委員】

はい。分かりました。

【M委員長】

私から教育委員会事務局へお尋ねをしますけども、現状と課題の4. 学校施設整備に向けた組織体制について、②中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会への諮問、とあります。当然私どもは、条例に基づいてこの検討委員会で諮問を受けて、その諮問を受けた内容について審議をしていくことになります。この中に明記されておられるように、これまでの検討や新中学校施設整備実施計画策定段階の検討を踏まえ、よろしいですか、新中学校施設整備実施計画策定段階の検討を踏まえ、とあります。まず1点は、この策定段階の検討というのは何を意味しているのか、というのが1点。それから、学校施設の整備手法について諮問し、と書いておりますけれども、当然、これは今言った質問点1と連携をした内容だと思いますが、それについて、もし説明できる範囲があれば説明を願えればと思いますが、いかがでしょう。

【指名職員A】

はい。ご質問いただきました実施計画の策定段階というところですが、この度の12月議会におきまして補正予算をいただきまして、実施計画の策定に、今、業者さんを選定する段階に入っております。4月以降に業務を進めていく段階になりまして、中間中学校、中間東中学校の敷地においてどのような整備ができるのか、というところで実施計画を策定することとしております。その中で、様々なその敷地の中での整備のどういうふうな配置を行っていくのか、校舎等の配置を行っていくのかでありましたり、どういうふうな整備手法で行っていくのか、事業費でありましたり、概算のスケジュールでありましたり、そのようなものをコンサルさんに検討していただくような形となっております。もちろんコンセプトも検討していただくような形になっています。各段階で、その報告を上げていただくような形になっておりますので、その報告が取りまとまって、配置案とかができましたら、またこの検討委員会の方にご報告させていただいて、様々な段階で、様々な検討をコンサルさんにしていただきますので、その内容が固まりましたら、この検討委員会の中に議題として提案させていただいて、ご意見を賜りたいというふうな形を考えております。

それともう1つ諮問についてなんですけども、今の時代のニーズに合った学校づくりについてというところで、大きなテーマを設けてるところでございます。

これまでも、PTAの方だったり、教職員の方達にアンケート調査を行ったところ、やはり敷地内の段差でありましたり、法面の整備でありましたり、あと、新しい学校としての校舎のあり方であったり、この点について様々なご意見をいただいておりますので、その内容について皆様からご意見をいただきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

【M委員長】

はい。ありがとうございます。少し今ご説明をいただいた点について、検討委員会の委

員長としてお尋ねをさせていただきたいと思いますけども、よろしいですか。
実施計画策定段階というのは、令和6年度会計年度までに公募で、いわゆる民間の事業者
に実施計画の概要について依頼をするということによろしいですね。

【指名職員A】

はい。業者さんの方は、指名でプロポーザルで行うような形をとっております。

【M委員長】

それはどういう形であろうと、委託の手順については問いませんので、それは当然、行政的にやることでしょうか。ただ、あくまでもその委託を、いわゆる実施計画の概要についてコンサルティングの会社に依頼をする、ということですね。

【指名職員A】

はい。

【M委員長】

そうであれば、今のお話によると、コンサルティングに依頼したら、当然依頼したら一定程度回答が返ってきます。回答というか、いわゆる依頼した内容についてのコンサルの考え方というのが明記されてくるのでしょうか。

そこで、先ほど私が諮問との関係についてお話をしたと思いますが、例えば、実施計画ということで、言葉の上だけで問えば、実施計画策定段階における基本資料として、民間事業者のコンサルティングによる何かしらの提案があがってくることを前提にして、それをもって実施計画とするという考え方なのか。それとも、それはあくまでも補助的な資料として活用するということなのか。

なぜこのような質問をしているかと申しますと、この検討委員会が受ける諮問の大枠の内容については、おそらく今後出てくるでしょう。しかし、学校再編、学校施設整備手法について、諮問を受けてそれを審議するに当たって、片方では、実施計画を作って提案をしていく。その実施計画をベースにして、教育委員会としても何か取りまとめをやるということなのか。それとも、当然、学校施設整備手法について、検討委員会条例に従った検討委員会に諮問をするのか。いわゆる二重の作業のように見受けてならないんですよね。

では、我々はどういった形で審議するんですかと。例えば、ここに様々な項目があがってますね。当然、それに従って実施計画みたいなものがあがってくるのでしょうか。では、私どもは、この検討委員会で何を審議するか。全く同じような内容を審議していくということになるのではなからうかと思うんですよね。そうすると、実施計画の策定と検討委員会の審議との相関関係というのは極めて不明確なような気がするんですね。なぜかと申しますと、検討委員会として、何を審議したらよろしいんでしょうかという議論になってくる可能性があるんで、その辺について、教育委員会事務局若しくは教育委員会として、どういうお考えなのか。ご説明いただけませんか。

【指名職員 A】

まず、実施計画のコンサルさんの検討というのも 1 つありますけども、もちろん検討委員会条例の組織された設置機関がありますので、今まで教育委員会が事務局として検討してきた内容を、この検討委員会の中で諮問させていただきまして、その内容を実施計画の中に反映するような形で進めていきたいというふうに思っております。

もちろん、実施計画で検討した内容も検討委員会の方にご報告させていただきまして、ご意見をいただいて、また実施計画の方に戻していくというような形で、作業的には、情報を共有しながら進めていきたいというふうに考えてるところでございます。検討委員会に諮問させていただいた内容を、もちろん実施計画の方に反映させていくという形で進めていきたいというふうに考えているところです。

【M委員長】

はい。ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、どちらが優先するとか、何が先という議論ではなくて、私どもは教育委員会から諮問を受けて、諮問を受けた内容について審議をしていくわけですね。当然、審議をすれば、これを答申という形で教育委員会にお返しをして、教育委員会はそれを尊重して新中学校施設整備手法について計画を定めるということになるでしょう。

そうであれば、行ったり来たりの関係というのはよく理解しがたいんですよ。要は、あくまでも主体的には検討委員会がその審議を行うと。なおかつ、その検討委員会の審議の補助資料的な役割として実施計画策定のコンサルからの提案等がある。それは、検討委員会の審議を補う 1 つの手段であるという考えでいいですか。私はそうでないと、この検討委員会が審議する要素が成り立ちがたいと思いますが、いかがでしょうか。

【指名職員 A】

もちろん、実施計画を作るにあたりましては、この検討委員会でご意見いただいた内容を踏まえて実施計画を策定していく形になりますので、今後、実施計画を教育委員会として作成していくに当たり、検討委員会でご意見いただいて、実施計画を策定していきたいと考えております。補助資料と申しますか、検討委員会の中で実施計画の内容も見させていただいて、その中で、ご意見いただいた内容で進めていきたいと考えています。

【M委員長】

これ以上、この検討委員会でこういう議論していいのかということもあろうかと思いますが、これ以上進めがたいんですけども、委員長としてこういう発言をしていいのかというのはありますから、あえて申し上げにくかったのですが、何か曖昧な点があると、私はそう感じていました。

要は、皆さん委員として選ばれて、この検討委員会があるわけですね。コミュニティ広場も審議しなきゃならない。学校施設の整備手法についても審議する。これは条例に基づいた委員会として審議をしていくわけですよ。そうであれば、今回の 12 月定例会で認められた予算について、それが来年 4 月以降予算が執行されていく。そのことも含

めて考えたときに、我々はその追認機関として審議するのかと。そういう理解がある種成り立つ可能性も無きにしも有らずで、その点を教育委員会の方でもう1回明確にさせていただきたい。実施計画というのがあり、実施計画を策定するサポート体制があるわけですね。今回、4月以降に公募をかけてやるわけですから。この実施計画とサポート体制と検討委員会の相関関係について、はっきり論点を整理をしていただいて、次の第3回の検討委員会に諮問をいただくときに、諮問案の内容の具体的な論点説明として、それを是非挙げていただけるようお願いできませんでしょうか。

【指名職員A】

はい。承知いたしました。

【M委員長】

では、そういったことで。すみません、私が勝手に何か色々意見を申し上げまして。ただ、先ほどの資料等も含めて、内容に不明点があったような感じがしましたので、それは我々が今後審議していく上で極めて重要な点だろうと考えておりますし、その点の確認も含めて色々説明をいただきました。

そういった形で、次の検討委員会で整備手法に関する諮問案が出てくるでしょう。当然、それに対しての論点整理をしたものをしっかり出していただくような形でしないと、この再編に係る現状と課題の整理がつきにくいかなというふうに考えますので、是非、委員長としてお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

【L副委員長】

1点お願いがあります。僕は民間人なので、他の民間の方も同じだと思うんですけど、学校再編に関して、東中学校と中間中学校があって、これに手を加えて何かする、というような説明でしたけど、学校再編ってプロセスがあると思うんですよね。いくつかある学校が、こことここがこう一緒になって、こうなるんですよとか。結果、この東中学校に手を入れることになって、このエリアの人たちがこうなっていくんですよみたいな。その前段のプロセスを僕ら全然知らないんですよ。いきなりこれが出てきて、この東中学校は、どことどこが一緒になってどうなるかなとか、そんなことばかりを考えながら資料を見させていただいたので、できれば次回で結構ですので、今までの簡単なプロセスというか、ここをこんなふうにしていく、結果こことここをこうする、小学校は今こういう段階になってますよ、とかいうことを教えていただきたいです。先ほど委員長の言われたことではないんですが、どちらの業者さんか分かりませんが、プロポーザルで作ってきたものというのは、おそらく大きな業者さんが入ってこられて、紋切り型というか基本的な学校の造り方みたいな形で、今時に作って持ってこられるんでしょうけども、そこには、やはり地の利というか、このエリアの地元の間人、市民じゃないと分からない事情とか、そういったことも踏まえた上での学校づくりとか、何かそういったことが必要だろうと思うんですよね。

前段のプロセスが分かれば、この検討委員会からもそういったことも踏まえた、俯瞰の目を見たアドバイスができるんだろうというふうに思います。そこも踏まえて

事情を教えていただければ、もっと有意義な意見が出せるかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

【指名職員A】

ありがとうございます。承知いたしました。

【M委員長】

是非、L委員からご指摘がありました点についても、第3回検討委員会で、諮問いただく際にしっかりその辺を含めたご説明をしていただいて、内容として説明をいただきながら、今後の展開について考えていければと思います。他、ご意見ございませんでしょうか。とりあえず具体論としては、第3回以降の検討委員会の審議の中での協議に上がってくるかと思うので、とりあえず第2回の現状の段階においてはご説明をいただいたということで。今後それに対する何か質問というのを明示をして、確認をしていくという作業でよろしいんじゃないかと、私は考えます。これ以上ないようでしたら、一応この点については終わらせたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、議事の1、2、3についてご説明をいただきました。

1. 会議の公開、2. コミュニティ広場再編に係る現状と課題、3. 学校再編に係る現状と課題について様々な意見をいただきまして、それに対する多面的な、多角的なご意見も賜りました。それらを踏まえて、第3回以降、実質的な審議に入っていこうかと思っておりますので、よくよく事務方及び所管の責任ある方におかれては、その点を踏まえた上で、しっかり作業を進めていただいて、より効率良く、より内容のある審議を進めていこうと考えておりますので、ご配慮の方よろしく願いを申し上げます。

では、2. 事務局からの連絡事項に移ります。

【事務局】

先程来からお話がありますとおり、本検討委員会への諮問につきましては、3月中に行う予定とさせていただきます。

したがいまして、委員の皆様には諮問の内容のご説明をさせていただくため、次回会議を3月中旬から下旬あたりに開催させていただきたいと考えております。次回の会議につきましては、委員長と協議をさせていただきまして、詳細が決まり次第、皆様にご案内をいたしたいと思っております。統括官の方から一言お願いいたします。

【統括官】

皆さんお疲れ様です。ただいま室長がご説明いたしましたとおり、3月に諮問させていただく予定となっております。

4月から諮問内容を踏まえた本格的な審議が始まることとなります。お忙しい中での審議となりますが、この再編がより良いものとなりますよう、お力添えをお願いいたします。

本日はありがとうございました。

【M委員長】

では、これをもって第2回検討委員会を終了といたします。本日はどうもお疲れ様でした。

(会議終了)